平成２６年（フ）第９９号
岐阜県大垣市万石１丁目127番地　第２エポックハイツ103号室
債務者　伊藤　裕治
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
三重県伊勢市船江４丁目５番29号
債務者　西村　悠紀
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２０４６号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号　大淀寮内、前住所大阪市北区長柄西１丁目１番37号・大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―1106号
債務者　安井　喜崇
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９４３号
大阪市平野区長吉長原東２丁目７番13―904号
債務者　阪本　　稔
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９８６号
大阪市中央区瓦屋町２丁目15番９―1005号
債務者　臼杵富士男
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０５３号
大阪市東住吉区東田辺２丁目４番１―504号、前住所大阪市東住吉区鷹合３丁目４番２号プレジデント鷹合706号
債務者　西村　彰吾
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０８６号
大阪市東淀川区西淡路２丁目６番10―701号、前住所大阪市東淀川区西淡路３丁目15番８号徳岡文化202号
債務者　崎枝志保美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１１７号
大阪市住吉区苅田３丁目６番13―203号
債務者　新垣　夕子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１８６号
大阪府豊能郡能勢町大里222番地の４　三恵園、前住所兵庫県伊丹市西野５丁目188番地
債務者　吉川まり子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２８２号
大阪市旭区高殿２丁目13番１―307号
債務者　土田　正記
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６６号
大阪府東大阪市寿町２丁目10番８号　グランシア201号
債務者　竹之内瑞穂
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４７０号
大阪市平野区加美東２丁目６番11号
債務者　菅野　健一
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４７１号
大阪市平野区加美東２丁目６番11号
債務者　菅野　光子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４９９号
大阪府大東市北新町１番104号
債務者　秋山　　幸
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５００号
大阪府大東市北新町１番104号
債務者　秋山美佐子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５１７号
大阪市都島区友渕町１丁目３番２―1401号
債務者　熊手　博文
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５１８号
大阪市都島区友渕町１丁目３番２―1401号
債務者　熊手　芳美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部